

＼経営者のみなさん！／

# 経営セーフティ共済

いざというときの「安心」をご提供します。



## 最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます。

- 取引先事業者が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高8,000万円）で回収困難になった売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。
- 貸付けを受ける際には、倒産した取引先事業者との商取引の内容・方法が分かる書類が必要になります。
- 「倒産」とは（ア）破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別精算開始の申立てがされること。（イ）手形交換所またはでんさいネットに参加する金融機関によって取引停止処分を受けること。（ウ）債務整理の委託を受けた弁護士等によって、共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること。（エ）甚大な災害の発生によって、手形交換所において、所持する取引先の手形等が「災害による不渡り」となること、またはでんさいが「災害による支払不能」となること。（オ）特定非常災害により取引先の代表者が死亡・行方不明となり、債務者自らでは債務整理手続を行うことが困難な場合で、弁護士等によって共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること。なお、「夜逃げ」は倒産には含まれません。



## 共済金の貸付けは無担保・無保証人です。

- 共済金の貸付けは無利子です。ただし、共済金の貸付けを受けられると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。



## 掛金は税法上損金または必要経費に参入できます。



## 一時貸付金制度も利用できます。

- 共済金の貸付けを受ける事態が生じなくても、臨時に事業資金を必要とする事態が生じた場合は貸付けを受けることができます。

## 加入できる方

加入できる方は、次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

- 個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業) 並びに工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- 企業組合、協業組合

- 事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

## 毎月の掛金

■毎月の掛金は、5,000円～200,000円の範囲内（5,000円刻み）で自由に選ぶことができます。

■掛金は、掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。

■掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に参入できます。

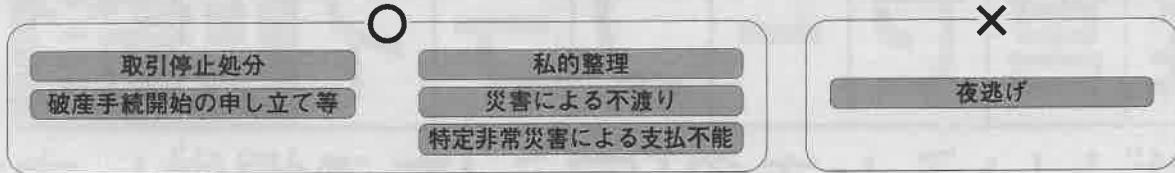
個人事業の場合、事業所得以外の収入（不動産所得等）は掛金の必要経費としての算入が認められませんのでご注意ください。

■加入後、掛金月額は増額・減額ができます。（なお、減額には一定の要件が必要です）

■掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛け止めもできます。

## 共済金の貸付けが受けられる取引先の「倒産」

でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）の取引停止処分、災害によるでんさい（でんさいネットが記録する電子記録の債権）の支払不能についても、取引先事業者の「倒産」として認められ、貸付けを受けられます。



## 共済金の貸付額

共済金の貸付額は、回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額（前納掛金は除く）の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で請求した額となります。

共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。

※「掛金総額」とは、納付した掛金の合計額から次に掲げる額を差し引いた額となります。

○既に共済金の貸付けを受けている場合は、その共済金の貸付額の10分の1に相当する額

○償還期日を3か月以上経過した共済金の未償還額または違約金でその償還または納付に充てられた掛金の額

○償還期日を5か月経過した一時貸付金の未償還額または違約金でその償還または納付に充てられた掛金の額

○倒産の発生の日の前日の6か月前の日から、貸付け請求があった日までの間の掛金月額の増額部分

○倒産の発生日の翌日以降に納付した掛金のうち、2か月を超える延滞があったものの合計額

### ●貸付額（上限）の算定例

例1 掛金総額100万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等1,500万円の焦げつきが発生した場合

掛金総額100万円×10倍  
共済金貸付額の上限1,000万円

売掛金債権等の  
被害額1,500万円

例2 掛金総額800万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等5,000万円の焦げつきが発生した場合

掛金総額800万円×10倍  
共済金貸付額の上限8,000万円

売掛金債権等の  
被害額5,000万円

掛金総額から100万円が控除 従って、掛金総額の残高は0円

掛金総額から500万円が控除 従って、掛金総額の残高は300万円

## 償還期間および償還方法

貸付額に応じて償還期間がかわります。

貸付額	償還期間 <sup>(※)</sup>	償還方法
5,000万円未満	5年	54回均等分割償還
5,000万円以上6,500万円未満	6年	66回均等分割償還
6,500万円以上8,000万円以下	7年	78回均等分割償還

(※) 債還期間には据置期間6か月を含みます

早期償還手当金は、次の条件にすべて該当する共済契約者に支給されます。

○繰上償還によって当初の約定完済日よりも12か月以上早く完済していること。

○完済日において共済契約を解約（脱退）していないこと。

○繰上償還した共済金貸付契約の償還を一度も延滞していないこと。

※早期償還手当金の額は、「共済金の額（貸付額）×早期償還月数別の手当率」で計算します。

## 解約と解約手当金

### 共済契約の解約

- 任意解約 契約者が任意に行う解約
- 機構解約 契約者が12か月以上の掛金の滞納をしたとき、または不正行為によって共済金の貸付けを受けようとしたときなどに機構が行う解約
- みなし解約 契約者が死亡（個人事業の場合）、会社解散、会社分割（その事業の全部を承継させるものに限る）、事業全部譲渡のときは、その時点で解約されたものとみなします。（ただし、共済契約の承継が行われたときは解約になりません）

### 解約手当金

掛金を12か月分以上納付した方には、解約手当金が支給されます（掛金納付月数が12か月未満の場合は、掛け捨てとなります）。解約手当金の額は、掛金の納付された月数に応じて、掛金総額に右表の率を乗じて得た額となります（不正行為による機構解約の場合は、支給されません）。

税法上、解約した時点での益金（法人）、または事業所得の雑収入（個人事業）に算入されます。

共済貸付金・一時貸付金の残高がある場合は、解約手当金からこれらの額を差し引いて支給します。

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月～11か月	0%	0%	0%
12か月～23か月	80%	75%	85%
24か月～29か月	85%	80%	90%
30か月～35か月	90%	85%	95%
36か月～39か月	95%	90%	100%
40か月以上	100%	95%	100%

お問い合わせ先

俱知安商工会議所 中小企業相談所

〒044-0032 虹田郡俱知安町南2条西1丁目14番地

TEL (0136) 22-1108 FAX (0136) 22-1109

E-mail kutiancc@seagreen.ocn.ne.jp